

放射能基準値について

日本では、福島第一原子力発電所の事故以来、厚生労働省では暫定規制値として食品中の放射性物質が規制されていました。また、市場に流通しないよう出荷制限等の措置を講じてきましたが、事故後約一年が経過し、より食品の安全・安心を確保するため、長期的な観点を踏まえて、平成24年4月1日より『食品中の放射性物質の新基準値』が設定されました。放射性ヨウ素131に関して事故発生直後は高い値を示しておりましたが、半減期も短期間であり検出されなくなったことから除外され、放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137の合計）のみの規制に変更となりました。新基準は次のとおりです。

表 放射性セシウムの基準値【単位：Bq(ベクレル)/kg】

食品群	一般食品※	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※一般食品とは、「乳児用食品」、「牛乳」、「飲料水」に該当しない全ての食品を指しています

その他、野菜などを栽培する土壌や肥料、培土、椎茸栽培の原木、家畜飼育の飼料等についても、食品類の安全性を考え規制値が設定されています。

また放射性廃棄物においても「廃棄物関係ガイドライン」が示されています。

詳細については、「環境衛生の知識（放射能）」を参照してください。